

日高徳洲会居宅介護センター 運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人徳洲会が開設する日高徳洲会居宅介護センター（以下「居宅介護センター」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め居宅介護センターの介護支援専門員が、要介護状態および経過的要介護状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

居宅介護センターの介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき適正な保健医療サービスおよび福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2、事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者および介護保険施設との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思および人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立な事業に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 日高徳洲会居宅介護センター
- (2) 所在地 日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目10番27号

第4条（職員の職種、職員数および職務内容）

居宅介護センターに勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員1名以上
管理者は、居宅介護センターの従事者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に居宅介護センター運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 3名以上（管理者も下記の業務を兼務する）
介護支援専門員は、介護サービス計画の作成および指定居宅サービス事業者等との連絡調整など介護支援サービスの提供および市町村からの受託に基づく業務にあたる。

第5条（営業日および営業時間）

居宅介護センターの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
祝日、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日 午前8：30から17：00まで
- (3) ただし、上記以外に電話により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。
休日及び夜間、深夜、緊急時連絡先 080-8293-7899 及び 080-1891-5328

第6条（指定居宅介護支援の提供方法および内容）

指定居宅介護支援の内容は、居宅介護サービス計画の立案、居宅介護サービス計画の作成および変更、それらの利用者への掲示、各種指定居宅サービス等の紹介および介護保険施設などの紹介、並びに利用者が自立した日常生活を送るのに必要と判断した情報等の提供をする。

第7条（利用料）

（1）居宅サービス計画費：介護保険から全額給付されますので自己負担はかかりません。ただし、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合1ヶ月毎に要介護度に応じてお支払いいただきます。その際、当居宅介護センターからサービス提供証明書を発行いたしますので、これを後日、広域連合の窓口を提供することにより、全額払い戻しを受けられます。

（居宅介護支援利用料）別紙参照

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- （2）新ひだか町
- （3）新冠町
- （4）日高町

第9条（その他運営についての留意事項）

居宅介護センターは、介護支援専門員の質的向上を図るための研修会・講習会等に積極的に出席参加させ、常に最新の情報による最善の居宅介護サービスの計画作成と提供に努めるべく業務体制を整備する。

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と居宅介護センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10条（高齢者虐待の防止のための措置）

居宅介護センターは、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じる。詳細は別に定める指針にもとづく。

第11条（事業継続計画）

業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第12条（衛生管理）

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し、まん延の状況に応じた対策を行なう。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は、平成30年9月1日から施行するものとする。

この規程は、令和3年4月1日付一部改正施行するものとする。

この規程は、令和5年4月1日付一部改正施行するものとする。

この規程は、令和6年4月1日付一部改正施行するものとする。

この規程は、令和6年9月1日付一部改正施行するものとする。